

トランスペアレンシー・インターナショナル（本部ベルリン）は、トルコのG20（20か国・地域的首脳会議）の主要議題であった、金融活動作業部会（FATF）の指針に基づく各国の金融規制の強化を市民団体としてモニタリング（監視）して報告書をまとめました。

各国政府はテロ対策として金融規制の強化に取り組んでいます。一方、TIは腐敗をなくす市民団体の立場から、不正な贈収賄の隠れ蓑となっているマネーロンダリングを減じるために、国際金融取引の透明化の動きを支持しています。

日本については、TI-Jの顧問である西垣建剛弁護士が中心となって報告書を作り、外務省がとりまとめて金融庁・警察庁などが積極的に検証してくれました。

さて、TIのレポートを紹介します。

以下が内容紹介の簡約です。追って全文の簡約を掲載します。また、英文版へのリンクもご紹介します。

『見かけだけ？ G20 諸国の実質的所有者の透明性確保の取組状況調査』ベルリン 2015年11月12日

紹介

ニュースに登場するような汚職スキャンダルにはしばしば共通性がある：事件の中心にいる人々は、匿名の会社、信託組合、法人に不法に得た資金を送る。隠ぺいのために複数の国にいくつもの法人を置き、これらを複雑に組み合わせる。犯人はしばしばプロの仲介サービスや銀行を使い、お金と資金を動かすか隠し、最終的に合法的な物に変える。不動産会社や贅沢品の販売業者が関わることもある。

近年、これら企業の隠れ蓑や信託組合の悪用に対抗する手段が取られてきた。すなわち、最終的に誰が所有し、支配しているか、または誰が利益を得ているかについての透明度を増大させる取り組みである。2014年11月に行われたブリスベン・サミットでは、G20の20カ国の首脳たちは、金融の情報公開を「最優先」問題と評して実質的所有者の透明性にかかるハイレベル原則を採用した。G20原則は金融活動作業部会（FATF）の勧告を基にしている。それはマネーロンダリング対策を国際標準にするという決意である。FATF勧告は2012年に強化された。それに応じて法律の枠組を強化する国があるかもしれない。

G20原則が法制化され、加盟国でより効果的に執行されることが重要である。2015年7月に、トランスペアレンシー・インターナショナルは、詳細な国際調査を行い、各国政府がどのように、マネーロンダリング対策の法律の枠組を設けているかを確認できるようTechnical Guide13を出版した。今回の報告書『見かけだけ？ G20 諸国の実質的所有者の透明性確保の取組状況調査』では、G20加盟国が、宣言採択から1年経って法整備その他

の関与を実行しているかどうかを評価した。この基調分析では、年ごとの進歩が監視でき、加盟国の現在の強制力の程度を識別できる。各国で G20 原則の実務に関わる専門家によるアンケートから収集したデータを活用している。

この報告書は、実質的所有者の透明性確保を強化するための法改正の余地がある国において議論を巻き起こすことをめざす。また、私達は、各国のより詳細な分析も出版する。各国横断の分析は、G20 原則に基づいてどのような法律が整備されるべきかを識別するのに役立つだろう。トランスペアレンシー・インターナショナルは、法がある国に対しては、その国の司法制度に、不法な金融の流れを止めるために法執行を強化すること、また、管轄官庁、すなわち警察だけでなく税務署や金融庁の業務強化を求める。